様式第４号（第11項関係）

西脇市審議会等の会議の記録

審議会等の名称	平成27年度第２回　手話言語に関する部会
開催日時	平成28年２月４日（木）午後1時30分～
開催場所	西脇市生涯学習まちづくりセンター　会議室２
出席委員の氏名又は人数（敬称略）	鳥越隆士、嶋本恭規、丸山昭彦、岡崎隆吾、川崎佳子、藤原進、亀岡澄子
欠席委員の氏名又は人数	無し
出席職員の職・氏名又は人数	学校教育課　課長　竹内　誠 福祉部　部長　細川喜美博 社会福祉課　課長補佐　的場定美 設置通訳者　勝岡めぐみ 相談支援事業所 ういーぶねっと　相談専門員　藤井啓史
公開・非公開の別	公開（一部非公開）
非公開の理由	個人情報に関する項目
傍聴人の数	４人
議題又は協議事項	⑴　西脇市聴覚障害者協会等への説明会の状況報告 ⑵　条例の素案について

会議の記録（概要）

発言者	内　　容
部会長	⑴西脇市聴覚障害者協会等への説明会の状況報告 昨年12月の会議等の資料を読ませていただき大変感銘を受けた。とても素晴らしい内容だったと思う。更に良いも

部会長	のにしていくためによろしくお願いする。 昨年12月東京秋葉原にて情報コミュニケーションフォーラムが開催され、秋篠宮妃殿下からは手話による情報を得るための支援をし、情報発信をしてやさしい国にしていこうということを御挨拶され大変感動した。 　また、兵庫県においても昨年12月に淡路市、丹波市、多可町にて手話言語条例が採択された。これで兵庫県では８市が制定された。非常に取り組みが進んでいる。西脇市においてももっと素晴らしいものになるようにと考えているので皆さんよろしくお願いする。これで私の挨拶を終える。 それでは、西脇市聴覚障害者協会との説明会の報告について事務局に説明を願う。
事務局	資料説明
部会長	質問がないようなので、 ⑵　条例の素案についての意見を求める。
委員	前回の検討委員会でコミュニケーション条例はどうなのかという質問があったと思うが、言語条例とコミュニケーション条例は別にしたいということについて調べてみた。手話言語条例というのは「手話は言語である」という上で保障をしていくというものだと思う。またコミュニケーション法というのは、手話でサポートをする目的で、福祉の立場で皆さんにそれを保障していくというための法律。手話は健聴者でもそれを使う人がいるが、健聴者に福祉の支援というのは合わない。手話言語条例とコミュニケーション法は一緒に考えると福祉の支援のあり方というのが混乱してしまう恐れがあると思う。手話言語条例とコミュニケーション法は分けた方が良いと思う。まず、手話言語というものを考えて、その次にコミュニケ―ション法という順に考えるとよいと思う。
委員	どこかの条例に手話や要約筆記も含むというような項目があると思う。でも今見たら、手話のことばかりが載っている。手話言語条例だからそれも仕方ないことかもしれな

	いけど、どこかに要約筆記も載せてほしい。
委員	３人の事例を紹介する。１人目の事例は、戦後すぐの頃、２歳で聴覚を失った人、その保護者が市役所でろう学校があると知ったときは14歳の時だった。その人は14歳で小学部に入学したが、同級生にからかわれ、非常にしんどい苦しい思いをした。20歳で小学校を卒業後、木工の仕事に就いたが職場でのコミュニケーションができず苦労した。２人目は、ろう学校に入学した事例、当時は手話が禁止され口話教育だった。手話を使うと、「猿まね」と言われた。３人目は、言語訓練所に通いながら地域の小学校に入学した事例、その人は、周囲の人にゆっくり話してもらえず、友人もできなかった。ろう学校で初めて手話を知り、授業もわかるようになった。このように、言語訓練しても学校や社会では通用しない。しかし、手話を使えば理解ができる。
部会長	ろうあ者はその成長していく背景の問題、仕事の問題、人とのコミュニケーションの問題がある。手話言語条例をつくることで、この苦しさから開放されるのではないかという期待が込められていることを話されたと思う。
委員	今回も資料を事前にもらったが、文章の内容が理解できなかった。わかりやすい言葉で資料を作ってもらったが、理解ができないところがあった。そこで事務局に行き手話で説明してもらってやっと内容を理解できた。
委員	条例の素案は非常に難しいのは仕方がないものかと思うが、ろうあ者側から見るとほんとにわからない。淡路の条例の中に、ろうあ者に対して文章以外で伝える方法で参考になるようなものがあった。例えば説明の進め方とか、工夫の仕方のような考え方が載っていた。手話だけではなく、他にも見てわかるもの、映像的なもの観るなどがあればいいと思う。
事務局	素案は、手話言語条例としているが、方向性として、コ

	ミュニケーション条例とするのか、手話言語条例とするのか、手話言語条例でいくのであれば、なぜ、手話言語条例で西脇市は制定するのか、共通認識として再度確認してほしい。
委員	兵庫県で初めて制定されたのは加東市とのことだが、加東市の要約筆記の方に聞くと、検討委員会には加わっていないので知らないとのことであった。よそはどうかはわからないが、言語条例になるのか、コミュニケーション条例になるのかは、良い方向にいけばいいと思う。
部会長	兵庫県では加東市が最初に制定され次に篠山市、という順番で現在８市が制定されている。他は西脇市を含めて15から20市が検討中。コミュニケーション条例か手話言語条例にするかは、各市町考え方は違う。 要約筆記については日本語を書いていて、これは日本語という言語を使っている。また視覚障害者は会話ができる。点字は読んで聞くことができるので点字という文字による情報がある。しかし、手話については、聴覚障害者を支援するというものがない。 健聴者が当たり前に音声言語を使っているように、「手話は言語である」と認める法律を国につくるように要望している。法としては、「手話言語法」と「情報・コミュニケーション法」の二つの柱があると考える方が良い。方向性というものが混乱しないためにも西脇市ではまず「手話は言語」ということから始め、手話をどのように広めていくかということを主に考えていくほうが良いと思う。
委員	私は「手話が言語である」ことを言いたい条例であるので手話言語条例が良い。要約筆記についてはコミュニケーションをどのように図るかという項目に要約筆記等と入れてはどうか。
委員	手話言語条例をもってコミュニケーション条例を併せ持っているところがあるのか、私たちにはわからないので教えてほしい。

部会長	二つの条例を組み合わせたところは明石市と千葉県習志野市のみ。「手話は言語である」という意味と、聴覚障害者や情報獲得に困難な人たちを合わせたような内容になっている。コミュニケーション条例というのは全国的にあまり進んでいない。理由としては手話に関してはろうあ者の団体が中心になって進むが、コミュニケーション条例となると様々な団体が集まって議論をしなければならないために時間がかかりなかなか進まないという状況もある。 ろうあ者の支援を福祉の範囲で事業をやると制度上、制限がある。聴覚障害者の生活は福祉の分野だけではなく労働、教育や地域など広範囲に及ぶ。聴覚障害者の情報獲得の内容と違いがあるため、「手話言語条例」と「コミュニケーション条例」を分けた形で進めた方がよい。
委員	健聴者が手話をわからないことと同じように、日本語がわからないということはとても大変なことだと思う。手話のわからない私は、聴覚障害者の方たちの手話の会話の中に入っていけず、惨めに思うし悲しかった。手話を少しでも勉強したいと思う。 幼いころから教育現場で手話を学べたら手話のできる人が増えると思う。是非そのようにできる条例にしてほしい。
委員（他２名の委員）	手話言語条例が良いと思う。
部会長	皆さんが手話言語条例で進めたいとのことでご承認いただいた。それでは、条例の内容についての意見はないか。
委員	「手話が大事に育まれてきた。」など、ろうあ者の思いをも少し入れてほしい。
委員	時間もあまり残っていないので、持ち帰って次回の会議に意見を持ち寄ってはどうか。
部会長	今回はもう議論の時間が少ないので、次回に持ちより、議論することとする。

事務局	今回提出した素案についての質問はないか。
委員	第４条について、例えば店員が手話で対応する、どこに行っても情報保障があるということか。
事務局	第４条は、市民に手話が言語であることをわかってもらい、手話に関する事業に参加していただくということ。
委員	第７条、必要な事項は市長が決めるとあるが細則は誰が決めるのか。
事務局	今後皆さんの意見を聞いて決めていく。条例に載らないようなことを意見として取り入れたい。
委員	第５条の３項は障害者の計画などに拘束するものではないか、関連性はどのようになっているのか。
事務局	「西脇市の障害福祉に関する基本計画」というのがある。今の時点では手話通訳の派遣の件数目標のみとなっているが、平成29年に見直しとなっているので手話言語条例の内容を反映したものにする。現行の計画は、「手話言語条例」を拘束するものではない。
委員	進め方だが、事前に事務局で意見を集約し、それに基づいた文の修正、１案、２案、３案にして出した方が議論しやすい。できればＯＨＰなどの映像があれば良い。
事務局	提案された方法で実施する。後日、記入用紙を送付し３月末までに返送を依頼する予定。次回の開催は、4月から5月の間で日程調整をする。
部会長	これで閉会する。
問合せ先	西脇市福祉部社会福祉課 電話　0795-22-3111（内線263）　FAX　0795-22-6037